

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

平成30年3月30日

条例第26号

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第18条の規定により、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

区域	住宅宿泊事業を実施してはならない期間
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域のうち、箱根都市計画特別用途地区建築条例（平成8年箱根町条例第6号）第3条に規定する第1種観光地区である区域	3月1日正午から6月1日正午まで、8月1日正午から9月1日正午まで及び10月1日正午から12月1日正午までの間

附 則

- この条例は、平成30年6月15日から施行する。
- 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。